

川口市告示第 465 号

下記のとおり一般競争入札（学校需要物品の購入等）を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び川口市契約に関する規則（昭和 39 年規則第 14 号）第 4 条の規定により公告する。

令和 7 年 6 月 16 日

川口市長 奥ノ木 信夫

記

1 一般競争入札の対象

案件ごとに別表に定める。

2 参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は告示日から落札決定の日までの間、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 川口市有資格業者に対する入札参加等停止の措置基準（平成 7 年告示第 437 号）に基づく入札参加等停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続き開始の決定又は再生手続き開始の決定を受けた者を除く。
- (5) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 同一の案件に参加する者のうちに、契約締結権限を有する者が他の参加者の契約締結権限を有する者を兼ねていないものであること。
- (7) 契約の履行に必要な法令等に基づく許可、資格等を備えている者であること。

(8) 上記以外の参加資格は案件ごとに別表に定める。

3 入札参加申込み

- (1) 一般競争入札に参加をしようとする者は、案件ごとに別表に定めた日時までに様式第1号の申込書を、教育総務課に提出しなければならない。
- (2) 上記(1)の提出方法は、下記15の教育総務課庶務係まで持参のほかファクシミリ、電子メールによる方法も可とする。ただし、電子メールにより提出したものは、送信後、教育総務課庶務係まで電話連絡をすること。なお、押印した申込書については、原本を提出すること。

4 入札保証金

免除する。

5 契約保証金

契約金額の100分の10以上とする。ただし、川口市契約に関する規則第20条の規定に該当するときは、減額又は免除する。

6 現場説明会

開催しない。

7 同等品の承認及び質疑

- (1) 仕様書記載の物品と同等以上の機能を有する物品（以下「同等品」という。）により入札を希望する者は、様式第2号の同等品承認申請書を教育総務課まで提出し、承認を得なければならない。
- (2) 仕様書に関し質疑がある者は、様式第3号の質問書を教育総務課まで提出しなければならない。
- (3) 同等品の承認申請及び質疑の受付期限
案件ごとに別表に定める。
- (4) 同等品の承認申請及び質疑の方法

持参のほかファクシミリ、電子メールによることとする。ただし、電子メールにより提出したものは、送信後、教育総務課庶務係まで電話連絡すること。

なお、押印した同等品承認申請書及び質問書については、原本を提出すること。

(5) 回答の公表期間

案件ごとに別表に定める。

(6) 回答場所

教育総務課のホームページにおいて公表する。

8 仕様書、申込書、同等品承認申請書及び質問書の配布方法

教育総務課のホームページからダウンロードするものとする。

9 入札の延期、中止、取消し等

(1) 一般競争入札において、事故が発生したとき、不正な行為があったと認めるときその他必要があると認めるときは、適宜入札の延期若しくは中止又は入札の取消しをする。

(2) 開札前に入札参加申込み者がいないときは、入札を中止し、開札後に有効な入札がないとき又は予定価格に達する入札がないときは、入札を不調とする。

10 入札の辞退

様式第1号の申込書を提出した後、一般競争入札を辞退しようとする者は、様式第4号の辞退届を入札前に教育総務課に提出しなければならない。

11 入札の方法等

(1) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額を落札金額とするので、入札書に記載する金額は、当該10%に相当する額を除いた金額（見積もった金額の110分の100に相当する金額）を記載すること。入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるもの

とし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額を以て落札金額とする。

- (2) 再度の入札において、前回の最低金額以上の価格で入札を行った者は、失格とする。
- (3) 無効の入札をした者及び失格となった者は、再度の入札に参加することができない。
- (4) 再度の入札は、2回を限度とする。
- (5) 代理人が入札する場合は、委任状を提出すること。
- (6) 最低制限価格は設定しない。
- (7) 入札書又は委任状の押印を省略する場合は、入札に参加する者の身分証を入札時に持参すること。

1 2 入札の無効等

次に掲げる事項に該当する入札は無効とする。

また、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

- (1) 上記2の参加資格要件を備えない者がした入札
- (2) この告示の規定に反してした入札
- (3) 同一者（代理人を含む。）が2通以上提出した入札
- (4) 談合その他の不正の行為により行った入札
- (5) 無記名によるもののほか、判読できず意思表示が不明瞭な入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 前各号に掲げるもののほか、法令違反等入札の条件に違反した入札

1 3 落札者の決定等

- (1) 予定価格の範囲内で最低価格の入札をした者を落札候補者とする。この場合において、落札候補者となるべき同価の入札をした者が2以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。くじに参加しない者がいるときは、その者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (2) 落札候補者となった者は、速やかに入札の参加資格の有無につき審査を受けなければならない。この場合において、落札候補者は、内訳書を提出するとと

もに、適宜必要な指示に従わなければならない。

- (3) 上記の審査により、入札の参加資格を有していると認めるときは、当該者を落札者として決定する。入札の参加資格を有していないと認めるときは、次順位者を落札候補者として審査を行い、落札者を決定する。
- (4) 落札候補者又は落札者の決定の後、それらの者のした入札の無効が判明したときは、落札候補者又は落札者の決定は、失効する。
- (5) 一般競争入札の結果については、全入札参加者、全入札金額、落札者及び落札金額を教育総務課のホームページで公表する。

1 4 その他

- (1) 入札に要する費用は、全て入札に参加する者の負担とする。
- (2) 契約の条項等は、教育総務課のホームページにおいて随時閲覧することができる。

1 5 問い合わせ先

〒332-8601 埼玉県川口市青木2-1-1

川口市分庁舎2階 教育総務部教育総務課庶務係

電話：048-258-1258

FAX：048-252-1311

E-mail：200.01011@city.kawaguchi.saitama.jp

別表 1

契約番号	5 0 7 3 0 0 1 7 8 6
案件名	教材備品（マット）
規格及び数量	仕様書のとおり
納入期限	契約締結の日から令和 7 年 1 0 月 3 1 日まで
納入場所	市内小学校・中学校
入札の日時	令和 7 年 7 月 2 日午後 2 時 1 5 分
入札場所	川口市役所第一本庁舎 4 階 4 0 2 入札室
参加資格	・ 令和 7 ・ 8 年度川口市物品入札（見積）参加資格者名簿に登載されている者であること。 ・ 令和 7 ・ 8 年度川口市物品入札（見積）参加資格者名簿において、埼玉県内に本社、本店を有する者又は、契約行為に関する権限を委任された支店等を埼玉県内に有する者であること。
入札参加申込期限	告示日から令和 7 年 6 月 3 0 日（月）午前 1 1 時まで
同等品承認申請書及び質疑の受付期限	告示日から令和 7 年 6 月 2 0 日（金）午前 1 1 時まで
回答の公表期間	令和 7 年 6 月 2 6 日（木）午後 2 時から令和 7 年 7 月 2 日午後 2 時 1 5 分までとする。

別表 2

契約番号	5 0 7 3 0 0 1 7 8 7
案件名	教材備品（体育）
規格及び数量	仕様書のとおり
納入期限	契約締結の日から令和 7 年 1 0 月 3 1 日まで
納入場所	市内小学校・中学校
入札の日時	令和 7 年 7 月 2 日午後 2 時 3 0 分
入札場所	川口市役所第一本庁舎 4 階 4 0 2 入札室
参加資格	・ 令和 7 ・ 8 年度川口市物品入札（見積）参加資格者名簿に登載されている者であること。 ・ 令和 7 ・ 8 年度川口市物品入札（見積）参加資格者名簿において、埼玉県内に本社、本店を有する者又は、契約行為に関する権限を委任された支店等を埼玉県内に有する者であること。
入札参加申込期限	告示日から令和 7 年 6 月 3 0 日（月）午前 1 1 時まで
同等品承認申請書及び質疑の受付期限	告示日から令和 7 年 6 月 2 0 日（金）午前 1 1 時まで
回答の公表期間	令和 7 年 6 月 2 6 日（木）午後 2 時から令和 7 年 7 月 2 日午後 2 時 3 0 分までとする。